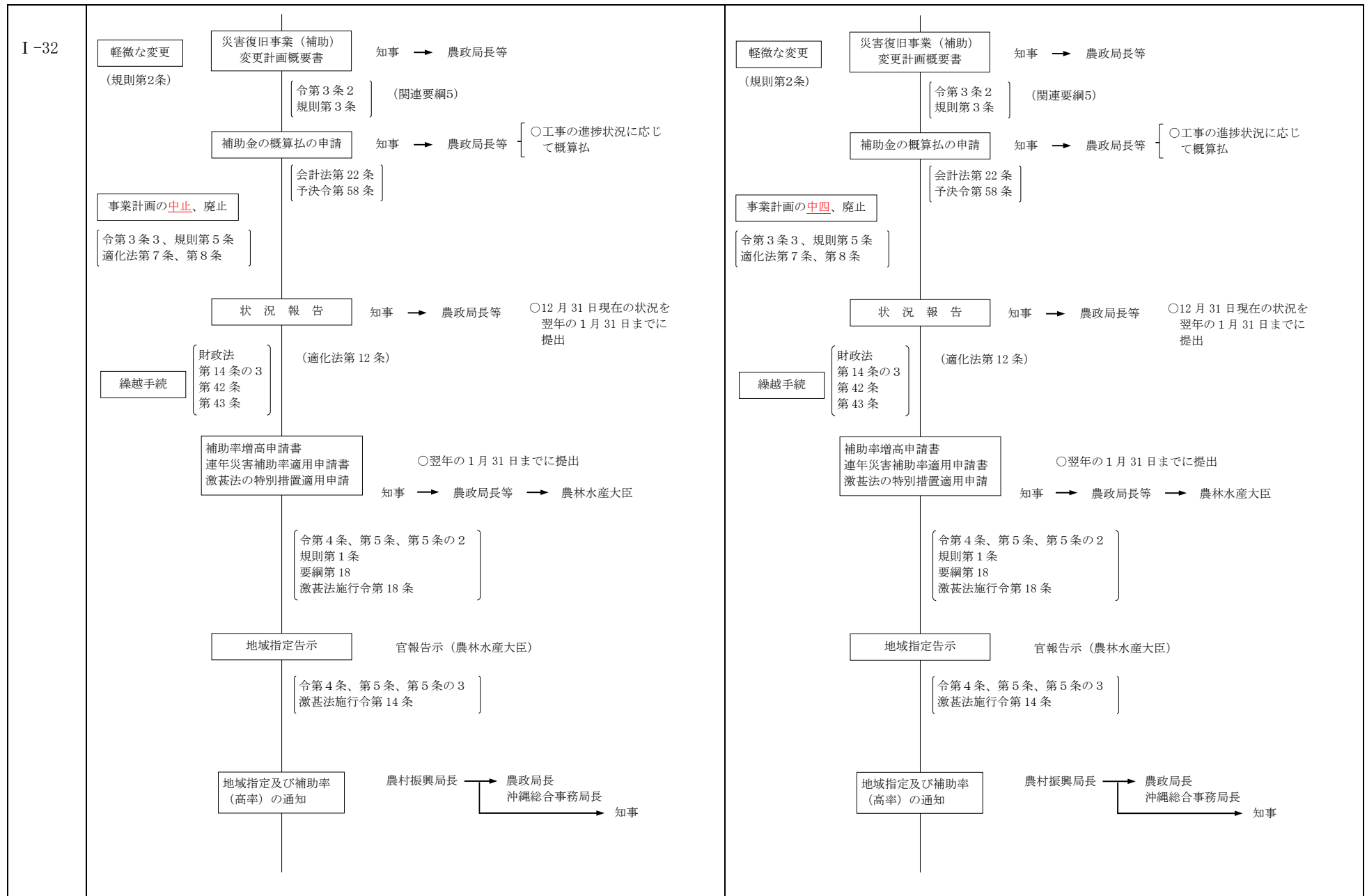
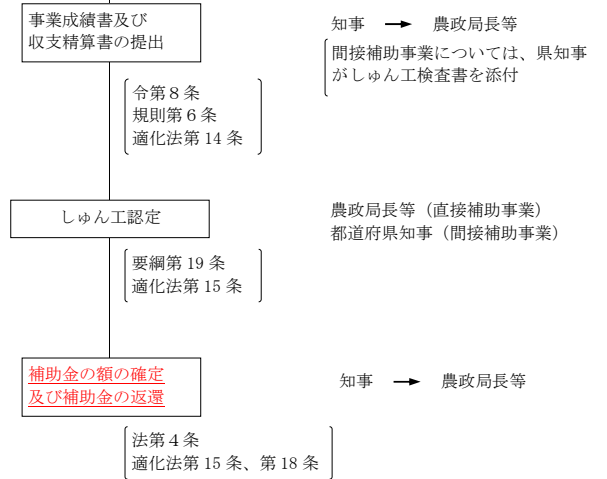


災害復旧事業の解説 正誤表

ページ 行	正	誤
目次	目次 I 災害概論 § 4 災害発生から復旧工事完了まで 11 大規模査定方針 I - <u>23</u> 16 予算措置及び復旧進度 I - <u>25</u> II 暫定法関係 (略) II - 1 ～ II - 5 (略) II - 6 農地農業用施設災害復旧事業通知等 § 1 各種計画及び他事業との関係 1 - 9 河川管理施設等構造令 (抄) II - <u>230</u> § 2 査定要領等に係る解釈 2 - 28 干ばつ災害復旧事業の取扱いについて . . . II - <u>277</u> § 3 提出書類 3 - 1 ～ 3 - 19 (略) 3 - 20 査定前着工の事前<u>打合せ等</u>について . . . II - 321	目次 I 災害概論 § 4 災害発生から復旧工事完了まで 11 大規模査定方針 I - <u>24</u> 16 予算措置及び復旧進度 I - <u>26</u> II 暫定法関係 (略) II - 1 ～ II - 5 (略) II - 6 農地農業用施設災害復旧事業通知等 § 1 各種計画及び他事業との関係 1 - 9 河川管理施設等構造令 (抄) II - <u>210</u> § 2 査定要領等に係る解釈 2 - 28 干ばつ災害復旧事業の取扱いについて . . . II - <u>276</u> § 3 提出書類 3 - 1 ～ 3 - 19 (略) 3 - 20 査定前着工の事前<u>協議</u>について II - 321

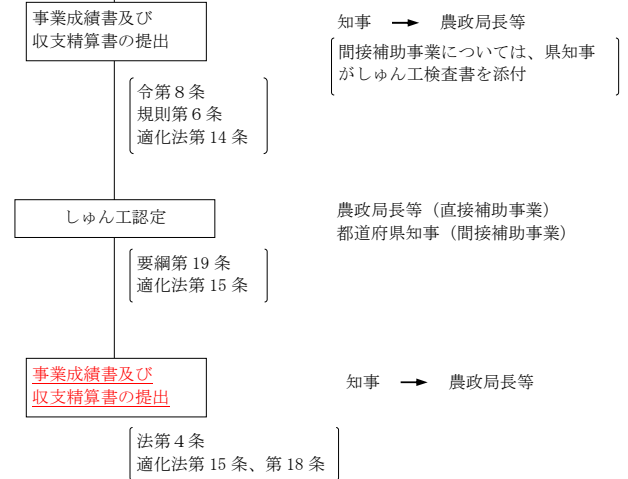




根拠法令等

財政法 …… (昭22年法律第34号)
 会計法 …… (昭22年法律第35号)
 予決令 …… 予算決算及び会計令(昭22年勅令第165号)
 適化法 …… 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30年法律第179号)
 適化法施行令 …… “ ” “ ” 施行令(昭30年政令第255号)
 激甚法施行令 …… 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令
 (昭37年政令第403号)
 法 …… 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 (昭25年法律第169号)
 令 …… “ ” “ ” 施行令(昭25年政令第152号)
 規則 …… “ ” “ ” 施行規則(昭25年農林省令第94号)
 要綱 …… 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭40.9.10 40農地D第1130号)
 作成要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領(平5.6.16 5構改D第421号)
 査定要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭40.9.10 40農地D第1128号)
 関連要綱 …… 農業用施設災害関連事業の実施について(昭40.9.10 40農地D第1129号)

※農政局長等：地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）
 ※本手続き一覧は、農林水産大臣から農政局長等への権限の委任後における手続きを示したものである



根拠法令等

財政法 …… (昭22年法律第34号)
 会計法 …… (昭22年法律第35号)
 予決令 …… 予算決算及び会計令(昭22年勅令第165号)
 適化法 …… 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30年法律第179号)
 適化法施行令 …… “ ” “ ” 施行令(昭30年政令第255号)
 激甚法施行令 …… 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令
 (昭37年政令第403号)
 法 …… 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 (昭25年法律第169号)
 令 …… “ ” “ ” 施行令(昭25年政令第152号)
 規則 …… “ ” “ ” 施行規則(昭25年農林省令第94号)
 要綱 …… 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭40.9.10 40農地D第1130号)
 作成要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領(平5.6.16 5構改D第421号)
 査定要領 …… 農地農業用施設災害復旧事業査定要領(昭40.9.10 40農地D第1128号)
 関連要綱 …… 農業用施設災害関連事業の実施について(昭40.9.10 40農地D第1129号)

※農政局長等：地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）
 ※本手続き一覧は、農林水産大臣から農政局長等への権限の委任後における手続きを示したものである

II-21 5行	附 則（平成23年12月28日 政令第429号） この政令は、公布の日から施行し、改正後の第9条第1号の規定は、平成23年8月29日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。	附 則（平成23年12月28日 政令第429号） この政令は、公布の日から施行し、改正後の第9条第1号の規定は、平成23年8月29日以降に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。
II-42 12行	注1. この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。 2. 都道府県営事業にあつては、第1表から第13表までの調書を添えること。 3. 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。	注1. この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。 2. 都道府県営事業にあつては、第1表から第16表までの調書を添えること。 3. 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。
II-70 31行	一つの災害（原因単位）について、全被害が確認された時点においては最終的に、様式第1第1号によって公文書による被害報告を行います。	一つの災害（原因単位）について、全被害が確認された時点においては最終的に、様式第1第1号及び第1第3号によって公文書による被害報告を行います。
II-87 16行	（書類等の整備） 第21 都道府県知事は、直接事業について、次の各号に掲げる書類等を整理しなければならない。ただし、第5号から第9号までの書類等については、工事を請負施行する場合であつて当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は、当該書類等を整備することを要しない。	（書類等の整備） 第21 都道府県知事は、直接事業について、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、第5号から第9号までの書類等については、工事を請負施行する場合であつて当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は、当該書類等を整備することを要しない。
II-95 23行	（趣 旨） 第1 災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。	（趣 旨） 第1 災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1130号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

II-188	II-5 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項 昭和40年9月10日 改正 昭和47年8月1日 " 昭和50年4月22日 " 昭和54年2月26日 " 昭和59年9月14日 " 昭和60年8月10日 " 平成10年10月20日 " 平成12年4月1日 " 平成13年4月10日 " 平成28年10月28日 " 令和2年11月27日 (<u>農地</u>局建設部長から各地方農政局建設部長、 沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)	II-5 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項 昭和40年9月10日 改正 昭和47年8月1日 " 昭和50年4月22日 " 昭和54年2月26日 " 昭和59年9月14日 " 昭和60年8月10日 " 平成10年10月20日 " 平成12年4月1日 " 平成13年4月10日 " 平成28年10月28日 " 令和2年11月27日 (<u>構造改善局</u>建設部長から各地方農政局建設部長、 沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)
II-218 7行	3-20 査定前着工の事前<u>打合せ等</u>について II-321	3-20 査定前着工の事前<u>協議</u>について II-321
II-234 13行	2-2 災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について 平成20年3月31日 (防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局 災害査定官、北海道農村整備課主幹あて) 標記については、平成20年3月31日付け防災課長名事務連絡により通知した ところですが、取り扱いについて下記のとおりとするので適切に対処されたい。 記 <u>1.</u> 維持管理資料整理の創意工夫	2-2 災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について 平成20年3月31日 (防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局 災害査定官、北海道農村整備課主幹あて) 標記については、平成20年3月31日付け防災課長名事務連絡により通知した ところですが、取り扱いについて下記のとおりとするので適切に対処されたい。 記 <u>2.</u> 維持管理資料整理の創意工夫

II-235 12行	<u>2. 今後の方針</u> 今後、各地域の創意工夫の基に整理された資料を参考に、標準的な記録簿等を作成し、適正な維持管理を行えるよう各農政局において検討するものとする。	<u>3. 今後の方針</u> 今後、各地域の創意工夫の基に整理された資料を参考に、標準的な記録簿等を作成し、適正な維持管理を行えるよう各農政局において検討するものとする。
II-365 25行 ～ 31行	6 関係機関との連携 (1) <u>部長等は、緊急派遣調査の実施に関し、農村振興局の職員若しくは他の地方農政局等の職員の参加又は試験研究機関等による支援が必要な場合には、本省設計課及び防災課に必要な調整を行うよう要請することができる。</u> (2) <u>本省設計課及び防災課は、(1)の要請等により、緊急派遣調査の支援が必要であると認めるときは、関係機関と必要な調整を行うものとする。</u>	6 関係機関との連携 (1) <u>本省設計課及び防災課は、(1)の要請等により、緊急派遣調査の支援が必要であると認めるときは、関係機関と必要な調整を行うものとする。</u> (2) <u>部長等は、緊急派遣調査の実施に関し、農村振興局の職員若しくは他の地方農政局等の職員の参加又は試験研究機関等による支援が必要な場合には、本省設計課及び防災課に必要な調整を行うよう要請することができる。</u>

II-406

(削除)

別紙様式第 1

災害関連箇所別調書

都道府県名

番 号		所 在 地			事業 主体	調 査 額			(e) / (d)	A・ B の 区 分	採択理由	備 考
地区	箇所	都市	町村	字		(d)災害費	(e)関連費	計				
						千円	千円	千円	%			

- 注 1 農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをA項関連、その他のものをB項関連と区分の上記入する。
- 2 うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる）については〔〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
- 3 採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及びB項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。

II-438
10行

ため池災害関連特別対策事業実施要綱第4の規定により、 年災に係る新規地区として下記の通り事業を実施したいので、採択されたく申請する。

II-479
28行
～
30行

7 要綱第6の調査については、要綱及びこの実施要領に定めるもののほか、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）を準用するものとする。

ため池災害関連特別対策事業実施要綱第4の規定により、令和 年災に係る新規地区として下記の通り事業を実施したいので、採択されたく申請する。

7 要綱第6の調査については、要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）を準用するものとする。

別紙様式（要領第6関係）

災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番号	地区	箇所	災害及び 被災月日		所在地		事業 主体		採択 年度	
集落排水施設	申請事業費の内訳		(千円)	地区概要		集落排水路の内訳		(m³/S)	被災状況	被害額	千円	復旧計画		
	集水施設 排水施設 集落排水路 これを補完する施設	汚水 対象 集水 路		種 類 数 口 積 式 (戸) (人) (ha)	家庭 雨水 排水 雨水									
営農飲雑用水施設	申請事業費の内訳		(千円)	地区概要		営農飲雑用水の内訳		(m³/日)	被災状況	被害額	千円	復旧計画		
	水源取水施設 水源地施設 浄水施設 配水施設 これを補完する施設	集落 戸数 総戸数 水源 人口 最大給水量 家庭飲雑用水		かんがい 家畜 防洗 その他										
農村公園施設	申請事業費の内訳		(千円)	地区概要					被災状況	被害額	千円	復旧計画		
	園路及び広場 修景施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これを補完する施設	全 体 面 積 (m³) 利 用 戸 数 (戸) 利 用 人 口 (人)												
集落防災安全施設	申請事業費の内訳		(千円)	地区概要		関係戸数		(戸)	被災状況	被害額	千円	復旧計画		
	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風災防止施設 火災防止施設 これを補完する施設	集 落 数 (戸) 総 戸 数 (戸) 農 家 戸 数 (戸)												
情報基盤施設	申請事業費の内訳		(千円)	地区概要					被災状況	被害額	千円	復旧計画		
	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これを補完する施設	利 用 戸 数 (戸)												

注) 当該施設を造成した年度及び事業名を「被災状況」欄に必ず記入すること

II-481

別表

災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設

集落排水施設	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設	公共汚水ます、管路、マンホール、中継ポンプ施設等 汚水処理に要する機械装置、電気設備、建造物等 管路、マンホール、中継ポンプ施設等 側溝、排水溝等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 これらを補完する施設	揚水機場、取水堰、井戸等 貯水槽、貯水池等 導水管、ポンプ等 着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等 送水管、ポンプ等 配水池、配水タンク、ポンプ、配水管等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
農村公園施設	園路及び広場修景施設 休養施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設	花壇、日陰だな、噴水、水流、池、つき山、柵（木竹製類を除く）等 休憩所、ベンチ（固定式）、野外卓（固定式）等 駐車場、便所、水飲場、手洗場等 照明施設、ゴミ処理場、水道、護岸、擁壁等 野外劇場、野外音楽堂、展望台 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
集落防災安全施設	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設	擁壁、防護柵、排水路、砂防施設等 防雪林、防雪柵（吹きだめ柵、吹き払い柵）、なたれ防護施設、除雪施設、融雪施設等 防風林等 消化栓、防火水槽、防火林等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
情報基盤施設（農業情報、健康福祉情報、行政情報及び防災情報の提供に係る施設）	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これらを補完する施設	建造物 ヘッドエンド設備、光送受信機等 伝送路、中継増幅器、タップオフ、防災放送装置等 施設の保護、管理のための電源供給器、照明設備等

別表

災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設

集落排水施設	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設	公共汚水ます、管路、マンホール、中継ポンプ施設等 汚水処理に要する機械装置、電気設備、建造物等 管路、マンホール、中継ポンプ施設等 側溝、排水溝等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 これらを補完する施設	揚水機場、取水堰、井戸等 貯水槽、貯水池等 導水管、ポンプ等 着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等 送水管、ポンプ等 配水池、配水タンク、ポンプ、配水管等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
農村公園施設	園路及び広場修景施設 休養施設 <u>遊戯施設</u> <u>運動施設</u> 便宜施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設	花壇、日陰だな、噴水、水流、池、つき山、柵（木竹製類を除く）等 休憩所、ベンチ（固定式）、野外卓（固定式）等 <u>ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャンダルム、砂場等</u> <u>野球場、庭球場、バレーボール場、鉄棒等及びこれらに付属する更衣室、運動用具倉庫等</u> 駐車場、便所、水飲場、手洗場等 照明施設、ゴミ処理場、水道、護岸、擁壁等 野外劇場、野外音楽堂、展望台 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
集落防災安全施設	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設	擁壁、防護柵、排水路、砂防施設等 防雪林、防雪柵（吹きだめ柵、吹き払い柵）、なたれ防護施設、除雪施設、融雪施設等 防風林等 消化栓、防火水槽、防火林等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
情報基盤施設（農業情報、健康福祉情報、行政情報及び防災情報の提供に係る施設）	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 等 これらを補完する施設	建造物 ヘッドエンド設備、光送受信機等 伝送路、中継増幅器、タップオフ、防災放送装置等 施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等

II-484

(別紙様式)

箇所別概要書（農村公園施設）

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日		所在地		事業 主体		採 択 年 度
施設名	申請事業費の内訳				被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画					
農 村 公 園 施 設	園 路 及 び 公 園 修 景 施 設 休 養 施 設 便 益 施 設 管 理 施 設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設 計				(千円)								
	全 体 面 積				(㎡)								
	利 用 戸 数				(戸)								
	利 用 人 口				(人)								

II-485

(別紙様式)

箇所別概要書（営農飲雑用水施設）

都道府県名		（ふりがな） 地区名		番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業 主体	採 択 年 度	
施設名		申請事業費の内訳			被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画			
営 農 飲 雑 用 水 施 設	水源取水施設		(千円)								
	水貯水施設										
	浄水施設										
	送水施設										
	配水施設										
	これらを補完する施設										
	計										
	地区概要										
	集落数		(戸)								
	総家戸数		(戸)								
	水源人口		(人)								
	日最大給水量		(㎡/日)								
家庭飲用水		(㎡/日)									
営農雑用水		(㎡/日)									
営農飲雑用水の内訳											
かんがい畜除浄他		(㎡/日)									
家防洗その計											

(別紙様式)

箇所別概要書（農村公園施設）

都道府県名		ふりがな 地区名		番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日		所在地		事業 主体		採 択 年 度	
施設名	申請事業費の内訳				被害状況	被害額	千円		復 旧 計 画					
農 村 公 園 施 設	園 路 及 び 公 園 修 景 施 設 休 養 施 設 遊 技 施 設 運 動 施 設 便 益 施 設 管 理 施 設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設 計				(千円)									
	全 体 面 積				(㎡)									
	利 用 戸 数				(戸)									
	利 用 人 口				(人)									

(別紙様式)

箇所別概要書（営農飲雑用水施設）

都道府県名	(ふりがな) 地区名	番 号	地区	箇所	災害及び 被災月日	所在地	事業 主体	採 択 年 度
施設名	申請事業費の内訳		被害状況	被害額	千円	復 旧 計 画		
営 農 飲 雑 用 水 施 設	水源取水施設 水貯水施設 水浄水施設 水送水施設 <u>排水</u> 施設 これらを補完する施設 計		(千円)					
	地区概要							
	集落数		(戸)					
	総家戸数		(戸)					
	水源人口		(人)					
	日最大給水量		(㎡/日)					
	家庭飲用水		(㎡/日)					
	営農飲雑用水		(㎡/日)					
	営農飲雑用水の内訳							
	かんがい畜除浄他 の計		(㎡/日)					

Ⅲ-49
14行

様式 1
海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書
年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

Ⅲ-52

様式 5

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

1 年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表
年災害

工 事 名		種目別	事業量	事業費	事 業 実 施 内 訳					国庫負担金清算内訳					備 考
工事 番号	都道府 県 名				前年度 までの 実施分	年 度 実 施 分			年度以降 実施分	負担率	交付決 定額	概算受 付額	精算額	差引受領 金返額	
						工事費	工事雑費	事務費							
計															

(注) 施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかつこして内書とすること。

Ⅲ-84
8行

(保 留)
第13 災害復旧事業の査定にあたり、当該事業がつぎの各号の1に該当する場合は、
採択を保留するものとする。

様式 1

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書
平成 年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

様式 5

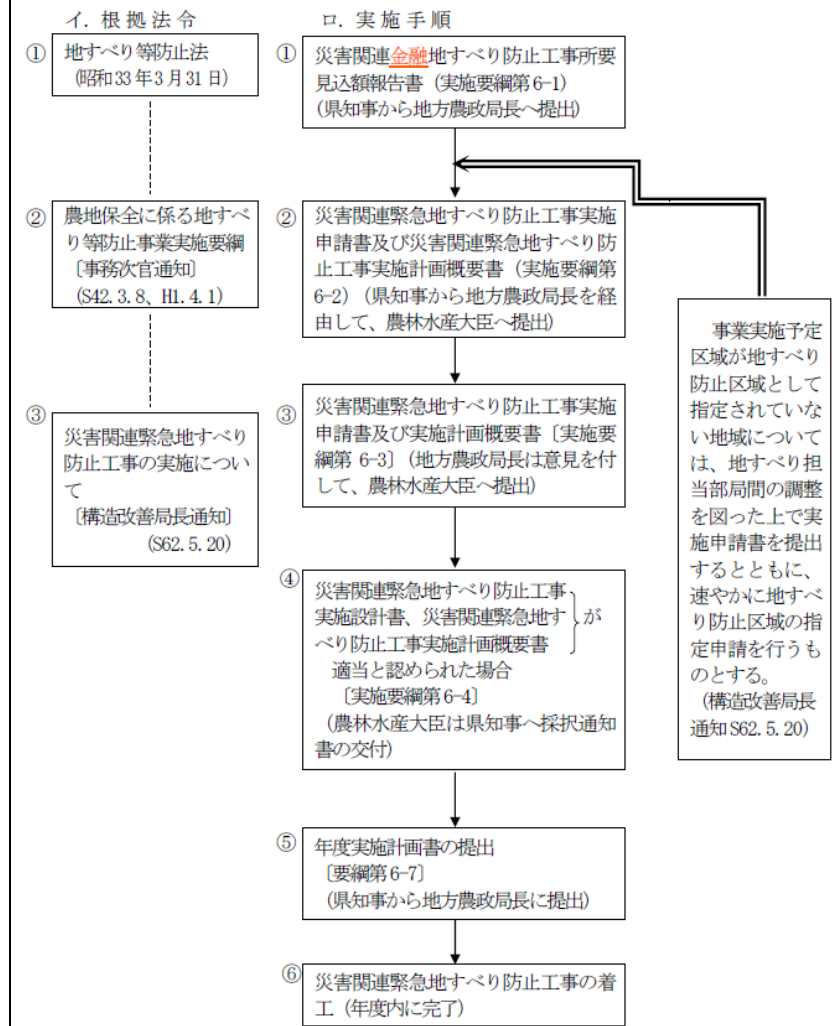
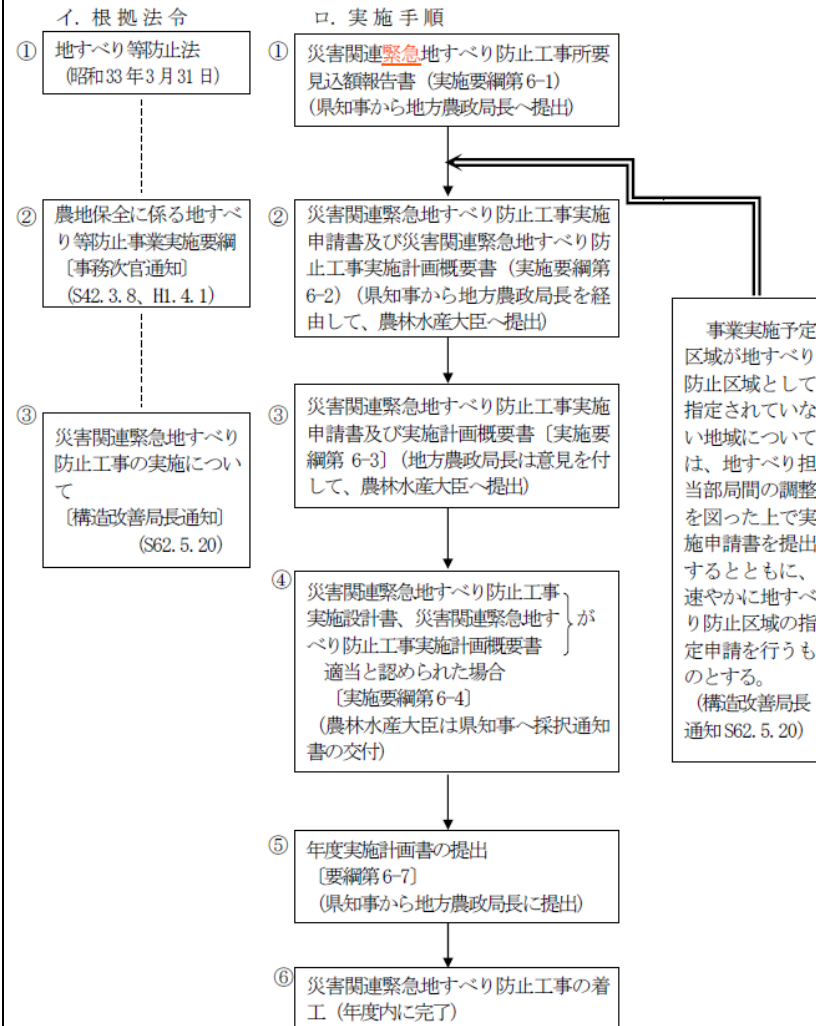
海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

1 年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表
年災害

					事業実施内訳										
工事 番号	都道府 県 名	種目別	事業量	事業費	前年度 までの 実施分	年度実施分			年度以降 実施分	負担率	交付決 定額	概算受 領額	精算額	差引未受領 GR返却額	備 考
						工事費	工事雑費	事務費							
計															

(注) 施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかつこして内書とすること。

(保 留)
第13 災害復旧事業の査定に当たり、当該事業が次の各号の1に該当する場合は、
採択を保留するものとする。



V-21 13行 ～ 17行	※直轄・代行及び直轄海岸・地すべり災害復旧事業の要綱においては、「100分の2.13以内」となっているが、財務省から指示（平成17年12月）により、平成18年度から「100分の1.93以内」として運用しており、令和3年12月の同指示により改定(令和4年度分から適用)されている。	※直轄・代行及び直轄海岸・地すべり災害復旧事業の要綱においては、「100分の2.2以内」となっているが、財務省から指示（平成17年12月）により、平成18年度から「100分の1.93以内」として運用しており、令和3年12月の同指示により改定(令和4年度分から適用)されている。																
V-37	<table><tr><th>事業費の区分</th><th>負担金の算式（内地の場合）</th></tr><tr><td>事業費 ≤ 基準額</td><td>事業費 × $\frac{35}{100}$</td></tr><tr><td>基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)</td><td>基準額 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$</td></tr><tr><td>(資格者数 × 15万円) < 事業費</td><td>基準額 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$</td></tr></table>	事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）	事業費 ≤ 基準額	事業費 × $\frac{35}{100}$	基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	基準額 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$	(資格者数 × 15万円) < 事業費	基準額 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$	<table><tr><th>事業費の区分</th><th>負担金の算式（内地の場合）</th></tr><tr><td>事業費 ≤ 基準額</td><td>事業費 × $\frac{35}{100}$</td></tr><tr><td>基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)</td><td>事業費 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$</td></tr><tr><td>(資格者数 × 15万円) < 事業費</td><td>事業費 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$</td></tr></table>	事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）	事業費 ≤ 基準額	事業費 × $\frac{35}{100}$	基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$	(資格者数 × 15万円) < 事業費	事業費 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$
事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）																	
事業費 ≤ 基準額	事業費 × $\frac{35}{100}$																	
基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	基準額 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$																	
(資格者数 × 15万円) < 事業費	基準額 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$																	
事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）																	
事業費 ≤ 基準額	事業費 × $\frac{35}{100}$																	
基準額 < 事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{35}{100}$ + (事業費 - 基準額) × $\frac{10}{100}$																	
(資格者数 × 15万円) < 事業費	事業費 × $\frac{35}{100}$ + 資格者数 × 7万円 × $\frac{10}{100}$																	
V-38	<table><tr><th>事業費の区分</th><th>負担金の算式（沖縄の場合）</th></tr><tr><td>事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)</td><td>事業費 × $\frac{10}{100}$</td></tr><tr><td>(資格者数 × 15万円) < 事業費</td><td>資格者数 × 15万円 × $\frac{10}{100}$</td></tr></table>	事業費の区分	負担金の算式（沖縄の場合）	事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{10}{100}$	(資格者数 × 15万円) < 事業費	資格者数 × 15万円 × $\frac{10}{100}$	<table><tr><th>事業費の区分</th><th>負担金の算式（沖縄の場合）</th></tr><tr><td>事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)</td><td>事業費 × $\frac{10}{100}$</td></tr><tr><td>(資格者数 × 15万円) < 事業費</td><td>事業費 × 15万円 × $\frac{10}{100}$</td></tr></table>	事業費の区分	負担金の算式（沖縄の場合）	事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{10}{100}$	(資格者数 × 15万円) < 事業費	事業費 × 15万円 × $\frac{10}{100}$				
事業費の区分	負担金の算式（沖縄の場合）																	
事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{10}{100}$																	
(資格者数 × 15万円) < 事業費	資格者数 × 15万円 × $\frac{10}{100}$																	
事業費の区分	負担金の算式（沖縄の場合）																	
事業費 ≤ (資格者数 × 15万円)	事業費 × $\frac{10}{100}$																	
(資格者数 × 15万円) < 事業費	事業費 × 15万円 × $\frac{10}{100}$																	
V-41 11行 ～ 16行	ア 工事が2か年にわたる場合 100分の5.6（北海道にあつては100分の4.3） ただし、初年度にあつては100分の2.13、第2年度にあつては全体工事 諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額 イ 工事が単年度施行の場合 100分の2.13	ア 工事が2か年にわたる場合 100分の5.6（北海道にあつては100分の4.3） ただし、初年度にあつては100分の2.2、第2年度にあつては全体工事 諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額 イ 工事が単年度施行の場合 100分の2.2																

V-47

(別記様式第2号)(第4関係)

年 月 日 発生 事業種別
(災害名)

地区

災害復旧事業計画書

農政局名 又は 県名

〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
〔沖縄総合事務局〕

(別記様式第2号)(第4関係)

年 月 日 発生 事業種別
(災害名)

地区

災害報告書

農政局名 又は 県名

〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
〔沖縄総合事務局〕

V-52

(別記様式第3号)(第7関係)

年 直轄 地区 災害復旧事業(変更)
代行 工区 年度 実施計画書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名 又は 県名
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
〔沖縄総合事務局〕
(単位:千円)

工区名	全 体 計 画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		適 用
	費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
〇〇〇	本 工 事 費	頭首工	エブロン コンクリート180kg/cm2	m2	1.0								〇〇m2
□□	測量及び試験 費 船舶及び 機械器具費 … 工事諸費 計	排水路	護床工	m2									
			異形ブロック〇t R.Cフルーム	m									

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に()とする。

(別記様式第3号)(第7関係)

年 直轄 地区 災害復旧事業(変更)
代行 工区 年度 実施設計書

基本事業種別	被災年月日	所在地

農政局名 又は 県名
〔北海道開発局〇〇開発建設部〕
〔沖縄総合事務局〕
(単位:千円)

工区名	全 体 計 画						〇〇まで 施行済		当該年度 実施計画		次年度 以降残		適 用
	費 目	工 種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
〇〇〇	本 工 事 費	頭首工	エブロン コンクリート180kg/cm2	m2	1.0								〇〇m2
□□	測量及び試験 費 船舶及び 機械器具費 … 工事諸費 計	排水路	護床工	m2									
			異形ブロック〇t R.Cフルーム	m									

(備考) 変更実施計画については、当初計画を上段に()とする。

X-1

X 索引

X 索引

X 索引

X 索引

X 索引

X 索引

X 索引

X 索引

X-2	応急仮工事 I-17, II-82, 209, III-101 応急工事費 II-78, 82, 305, III-13, 66, 67 応急本工事 I-2<u>1</u> か 行 海 岸 II-154, 418, III-12, 131, IX-52, 61 海岸災害状況報告 III-29 海岸保全基本計画 IX-53 重ねため池 II-414 火山噴火 II-67, 68, 96, 12<u>2</u>, 16<u>6</u>, 278, 379, V-6 果 樹 園 II-262 合併事業費 II-192, 428, III-102 合併市町村 VI-40 合併施行 II-3<u>51</u> 滑 落 II-131 過年災害 II-<u>99</u>, <u>102</u>, <u>III-79</u> 干 害 II-68 干害応急対策事業 I-3, II-382 かんがい排水施設 II-1, 80, 83 関係耕作者 II-353 貫孔作用 II-131, 139 間接補助 I-10, IV-62, VII-3 簡 素 化 II-337, 360, 492 干拓堤防 II-17 換 地 費 II-466, IV-4, 5 干天日数 II-68, 168, 382 干 ば つ I-8, II-96, 167 干ばつ災害復旧事業 II-167, 274, 277 管理委託 V-1, 7, 8, 25, 39, 57, 82 管理事業 V-7 完了公告 V-36 管理用道路 II-258, 259 完了報告 V-35, 42, 61 ガードレール II-261 起 債 I-15, VI-21, VIII-1 技術支援 II-365 基準財政需要額 VI-7 机上査定 II-105, 33<u>3</u>, 338, III-81 軌 道 II-210 基本事業 V-39 急 施 IX-24, <u>30</u>, <u>43</u>, 51	応急仮工事 I-17, II-82, 209, III-101 応急工事費 II-78, 82, 305, III-13, 66, 67 応急本工事 I-<u>20</u> か 行 海 岸 II-154, 418, III-12, 131, IX-52, 61 海岸災害状況報告 III-29 海岸保全基本計画 IX-53 重ねため池 II-414 火山噴火 II-67, 68, 96, 12<u>1</u>, 16<u>5</u>, 278, 379, V-6 果 樹 園 II-262 合併事業費 II-192, 428, III-102 合併市町村 VI-40 合併施行 II-3<u>60</u> 滑 落 II-131 過年災害 II-<u>33</u> 干 害 II-68 干害応急対策事業 I-3, II-382 かんがい排水施設 II-1, 80, 83 関係耕作者 II-353 貫孔作用 II-131, 139 間接補助 I-10, IV-62, VII-3 簡 素 化 II-337, 360, 492 干拓堤防 II-17 換 地 費 II-466, IV-4, 5 干天日数 II-68, 168, 382 干 ば つ I-8, II-96, 167 干ばつ災害復旧事業 II-167, 274, 277 管理委託 V-1, 7, 8, 25, 39, 57, 82 管理事業 V-7 完了公告 V-36 管理用道路 II-258, 259 完了報告 V-35, 42, 61 ガードレール II-261 起 債 I-15, VI-21, VIII-1 技術支援 II-365 基準財政需要額 VI-7 机上査定 II-105, 33<u>5</u>, 338, III-81 軌 道 II-210 基本事業 V-39 急 施 IX-24, 51
X-3	局地激甚災害 VI-37	局地激甚災害 VI-37

	魚道……………Ⅱ-145 き裂……………Ⅱ-61, 131, 168 緊急応急工事……………Ⅴ-16, 41, 60 緊急概査……………Ⅱ-364 緊急順位……………Ⅱ-104, Ⅲ-80 緊要な災害復旧事業……………Ⅱ-5, 16, 105, 366, Ⅲ-5, 16, 116 杭打工……………Ⅱ-283 区画変更……………Ⅱ-173, 193, 328 警戒水位……………Ⅱ-67, Ⅴ-6 計画変更……………Ⅰ-25, Ⅱ-85, 103, 170, 343, 348, 464, 474, Ⅳ-23, Ⅶ-37 景観配慮……………Ⅱ-268 経済効果小……………Ⅱ-102, Ⅲ-80 傾斜度……………Ⅱ-289 畦畔……………Ⅰ-21, Ⅱ-115, 169, 190, 211, 322, 468 軽微な変更……………Ⅱ-23, 343, 401, Ⅲ-16, 68, 107, Ⅴ-57, 77, Ⅶ-13, 21, 37 経理検査……………Ⅳ-51 激甚災害……………Ⅰ-13, Ⅱ-337, Ⅵ-1, 9, 23, 32, 37, 42, 49, 54, Ⅶ-44, Ⅸ-17 激甚指定……………Ⅵ-32, 37 桁下高……………Ⅱ-161, 164 欠壊……………Ⅱ-16, 127, 151, 468, Ⅲ-16	魚道……………Ⅱ-145 き裂……………Ⅱ-61, 131, 168 緊急応急工事……………Ⅴ-16, 41, 60 緊急概査……………Ⅱ-364 緊急順位……………Ⅱ-104, Ⅲ-80 緊要な災害復旧事業……………Ⅱ-5, 16, 105, 366, Ⅲ-5, 16, 116 杭打工……………Ⅱ-283 区画変更……………Ⅱ-172, 193, 328 警戒水位……………Ⅱ-67, Ⅴ-6 計画変更……………Ⅰ-25, 85, 103, 169, 342, 347, 460, 470, Ⅳ-23, Ⅶ-37 景観配慮……………Ⅱ-268 経済効果小……………Ⅱ-102, Ⅲ-80 傾斜度……………Ⅱ-289 畦畔……………Ⅰ-21, 115, 168, 191, 210, 321, 464 軽微な変更……………Ⅱ-23, 343, 401, Ⅲ-16, 68, 107, Ⅴ-57, 77, Ⅶ-13, 21, 37 経理検査……………Ⅳ-51 激甚災害……………Ⅰ-13, Ⅱ-337, Ⅵ-1, 9, 23, 32, 37, 42, 49, 54, Ⅶ-44, Ⅸ-17 激甚指定……………Ⅵ-32, 37 桁下高……………Ⅱ-161, 164 欠壊……………Ⅱ-16, 127, 151, 470, Ⅲ-16
X-4	公共海岸……………Ⅸ-52 公共土木施設……………Ⅲ-1, 11 工事雑費……………Ⅱ-75, 78, 186, 317, Ⅲ-65, 66, 97, Ⅳ-5	公共海岸……………Ⅸ-52 公共土木施設……………Ⅲ-1, 11 工事雑費……………Ⅱ-75, 78, 185, 317, Ⅲ-65, 66, 97, Ⅳ-5
X-5	災害復旧事業とは……………Ⅰ-9, Ⅱ-2, Ⅲ-1 災害復旧事業（補助）計画概要書……………Ⅰ-21, Ⅱ-11, 71, 73, 399 災害復旧事業（補助）計画書……………Ⅱ-39, 74, 343 災害報告……………Ⅰ-18, Ⅱ-70, Ⅲ-14, 63, Ⅴ-40, 59 採草地……………Ⅱ-188 最大24時間雨量……………Ⅰ-8, Ⅱ-67, 96, Ⅲ-62, 77, Ⅴ-6 採択下限……………Ⅴ-56, 77 採択基準……………Ⅱ-167, 430, Ⅲ-131, Ⅳ-34 索道……………Ⅱ-210 査定……………Ⅰ-23, Ⅱ-105, Ⅲ-81 査定計画……………Ⅱ-105, Ⅲ-81 査定調書……………Ⅱ-107, Ⅲ-81 査定票……………Ⅱ-176, Ⅲ-86 査定前着工……………Ⅰ-21, Ⅱ-321 査定見込額……………Ⅰ-3, 13, Ⅱ-382, Ⅵ-32 三次元点群測量……………Ⅰ-22, Ⅱ-106, Ⅱ-294, Ⅴ-27 残存物件……………Ⅲ-19, 26 GIS……………Ⅱ-289, 290	災害復旧事業とは……………Ⅰ-9, Ⅱ-2, Ⅲ-1 災害復旧事業（補助）計画概要書……………Ⅰ-21, Ⅱ-11, 71, 73, 399 災害復旧事業（補助）計画書……………Ⅱ-39, 73, 343 災害報告……………Ⅰ-18, Ⅱ-70, Ⅲ-14, 63, Ⅴ-40, 59 採草地……………Ⅱ-188 最大24時間雨量……………Ⅰ-8, Ⅱ-67, 96 採択下限……………Ⅴ-56, 77 採択基準……………Ⅱ-167, 430, Ⅲ-131, Ⅳ-34 索道……………Ⅱ-210 査定……………Ⅰ-22, Ⅱ-105, Ⅲ-81 査定計画……………Ⅱ-105, Ⅲ-81 査定調書……………Ⅱ-107, Ⅲ-81 査定票……………Ⅱ-176, Ⅲ-86 査定前着工……………Ⅰ-21, Ⅱ-321 査定見込額……………Ⅰ-3, 13, Ⅱ-382, Ⅵ-32 三次元点群測量……………Ⅰ-23, Ⅱ-106, Ⅱ-294, Ⅴ-27 残存物件……………Ⅲ-19, 26 GIS……………Ⅱ-289, 290

X-6	支援要請 I-19 時間雨量 I-8, II-67, <u>III-62</u> , V-6 事業完了 V-57 事業成績書 I-26, II-18, 24, 42 事業の監督 III-5, 18, VI-44 事業の廃止 III-15, 69 事業費の決定 I-24, II-12, 302, III-5, 26, V-33, VI-44 事業費の精算 III-6 事業費目 II-74, III-65 地震 I-8, II-96, III-1, 78, IV-1 地すべり I-8, II-96, 286 地すべり防止区域 III-132, IV-17, IX-63, 64, 67 地すべり防止工事 IV-1, 3, 13, 16 地すべり防止施設 III-25, 107 施設統合 II-170, 422 自然環境 II-167, 214, 263, 264, <u>268</u> , 273, III-102 失格 II-102, III-79 実施計画書 IV-17, V-34, 41, 60 実績報告 VII-4, 8, 10, 39, 45 指定基準 VI-32, 37 事務雑費 II-78, 478, IV-26 事務費 III-13, 66, IV-5 シャウプ勧告 I-5 収支精算書 II-42 収支予算書 II-40, III-51, IV-65 充当率 I-15, VIII-2, 15 重粘土地帯 II-168 集落排水施設 II-481 集落防災安全施設 II-481 受益戸数 I-22, II-3 <u>54</u> , 461 取水施設 II-134 主任査定官 II-32 <u>7</u> 主務大臣 III-7, 48, IX-55, 59, 68 しゅん工認定 I-27, II-87 小災害債 VI-7, VIII-3 消費税 II-185, 317, III-96, VII-51 情報基盤施設 II-480, 481, VII-33 剰余金 III-6, 19 除塩事業 I-2 初期情報収集 I-20, II-3 <u>63</u> 水田養魚 II-212 水量割支出法 III-35 <u>3</u> , V-19	支援要請 I-19 時間雨量 I-8, II-67, V-6 事業完了 V-57 事業成績書 I-26, II-18, 24, 42 事業の監督 III-5, 18, VI-44 事業の廃止 III-15, 69 事業費の決定 I-24, II-12, 302, III-5, 26, V-33, VI-44 事業費の精算 III-6 事業費目 II-74, III-65 地震 I-8, II-96, III-1, 78, IV-1 地すべり I-8, II-96, 286 地すべり防止区域 III-132, IV-17, IX-63, 64, 67 地すべり防止工事 IV-1, 3, 13, 16 地すべり防止施設 III-25, 107 施設統合 II-170, 422 自然環境 II-167, 214, 263, 264, 273, III-102 失格 II-102, III-79 実施計画書 IV-17, V-34, 41, 60 実績報告 VII-4, 8, 10, 39, 45 指定基準 VI-32, 37 事務雑費 II-78, 478, IV-26 事務費 III-13, 66, IV-5 シャウプ勧告 I-5 収支精算書 II-42 収支予算書 II-40, III-51, IV-65 充当率 I-15, VIII-2, 15 重粘土地帯 II-168 集落排水施設 II-481 集落防災安全施設 II-481 受益戸数 I-22, II-3 <u>61</u> , 461 取水施設 II-134 主任査定官 II-32 <u>8</u> 主務大臣 III-7, 48, IX-55, 59, 68 しゅん工認定 I-27, II-87 小災害債 VI-7, VIII-3 消費税 II-185, 317, III-96, VII-51 情報基盤施設 II-480, 481, VII-33 剰余金 III-6, 19 除塩事業 I-2 初期情報収集 I-20, II-3 <u>70</u> 水田養魚 II-212 水量割支出法 III-35 <u>2</u> , V-19
-----	--	---

X-7	設計不備…………… I-10, II-102, III-80 接続施設…………… II-207, III-100 全国農業所得推定額…………… I-13, VI-33 前災処理…………… II-102, III-79 潜水橋…………… II-160 船舶及機械器具費・ <u>II-74, 185, 439, 466, 478</u>, III-65, <u>96</u>, IV-<u>3</u>, 5, <u>26</u>, V-20, 41	設計不備…………… I-10, II-102, III-80 接続施設…………… II-207, III-100 全国農業所得推定額…………… I-13, VI-33 前災処理…………… II-102, III-79 潜水橋…………… II-160 船舶及機械器具費…………… III-65, IV-5, V-20, 41
	た 行 代替開墾…………… II-172, 195 大規模災害査定方針…………… I-24, II-<u>31</u> 高潮…………… I-8, II-2, 96, 473, III-1, 62, IX-1, 52 他事業…………… II-96, 200, 221, 351, III-99 多段石張堰…………… II-138, 141 竜巻…………… II-243, IX-1 ため池…………… II-130, 250, 413, 422, 428, 429, 440, 448 ため池災害関連特別対策事業…………… II-429, 440, 448 湛水排除事業…………… I-2, <u>VI</u>-42, 49, VII-44	た 行 代替開墾…………… II-172, 195 大規模災害査定方針…………… I-24, II-<u>342</u> 高潮…………… I-8, II-2, 96, 473, III-1, 62, IX-1, 52 他事業…………… II-96, 200, 221, 351, III-99 多段石張堰…………… II-138, 141 竜巻…………… II-243, IX-1 ため池…………… II-130, 250, 413, 422, 428, 429, 440, 448 ため池災害関連特別対策事業…………… II-429, 440, 448 湛水排除事業…………… I-2, <u>IV</u>-42, 49, VII-44
X-9	農地被害小…………… II- <u>103</u>	農地被害小…………… II- <u>196</u>
X-10	ま 行 埋そく…………… II-117 前刃金…………… II-131, 132 巻堤工…………… II-153, 157, 199, III-99 MAFF-SATT…………… I-20, II-366 身替妥当支出法…………… II-98, 352, V-19 未しゅん<u>功</u>…………… II-367, 369	ま 行 埋そく…………… II-117 前刃金…………… II-131, 132 巻堤工…………… II-153, 157, 199, III-99 MAFF-SATT…………… I-20, II-366 身替妥当支出法…………… II-98, 352, V-19 未しゅん<u>工</u>…………… II-367, 369
	や 行 融雪…………… II-96, 389 優先支出法…………… II-352, V-19 UAV（無人航空機）…………… II-106, 395, V-27 揚水機…………… II-60, 80, 118, 119, 120, 165 用水路…………… II-118, 147, 415 用地費及補償費…………… II-74, III-65, V-20 用排水路…………… II-16 予算措置…………… I-<u>25</u>	や 行 融雪…………… II-96, 389 優先支出法…………… II-352, V-19 UAV（無人航空機）…………… II-106, 395, V-27 揚水機…………… II-60, 80, 118, 119, 120, 165 用水路…………… II-118, 147, 415 用地費及補償費…………… II-74, III-65, V-20 用排水路…………… II-16 予算措置…………… I-<u>26</u>
X-11	流木…………… IV-34, 37 連続干天日数…………… I-8, 68, 96, <u>168</u>	流木…………… IV-34, 37 連続干天日数…………… I-8, 68, 96, <u>167</u>